

総合的な推進体制の整備

施策の展開にあたっては、行政だけではなく、市民、団体そして事業所などそれぞれが役割と責任を持ち、連携を図りながら協働して取り組むことが重要です。

男女共同参画社会実現のための施策は広い範囲にわたり、内容も多様であるため、全庁的な組織である「男女共同参画推進本部」において各取り組みの調整を図るとともに、施策の推進状況の確認や情報公開など、総合的な推進体制を整備します。

1. 市民との協働による計画の推進

(1) 計画の普及と進行管理

計画の趣旨や施策について市民に情報提供をしていくとともに、計画の進行状況及びその成果を取りまとめ、公表に努めます。また、男女共同参画社会基本法に掲げる国民の責務について、広く市民に認識されるよう啓発に努めます。

男女共同参画社会基本法

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(2) 市民団体及び国・北海道との連携の強化

男女共同参画に向けた自主的な市民団体である「深川市男女平等参画推進協議会」などとの連携を図るとともに、市民参画による男女共同参画の推進組織を設置し、各種施策の推進に努めます。また、国、北海道の動きと連携した、効果的な施策の推進に努めます。

2. 庁内推進体制の充実

施策の円滑な推進や庁内関係各課の連携強化を図るため、「深川市男女共同参画推進本部」において総合的な調整に努めます。